改正後(案) 現行

#### 1、2及び3 【略】

(予算決算委員会運営要綱第5条関係)

4 総括質疑及び締めくくり質疑の対象について、原則吹のとおりとする。なお、審査のパターンについて、別表のとおり定める。

## (1) 総括質疑

当初予算又は決算に関連する議案に限る。

## (2) 締めくくり質疑

付記議案全部とする(ただし、第1回定例会先議を除く。)。

(予算決算委員会運営要綱第6条関係)

- 5 総括質疑及び締めくくり質疑について
  - (1) 【略】
  - (2) 【略】
  - (3) 資料の配付

質疑において資料の配付等をしようとする場合は、質疑実施日の前日(休日を除く。)午後5時までに 次に掲げる資料を提出するものとする。

ア 貸与タブレット端末に資料を掲載し、紙資料を配付する場合 氏名を記載した資料の原本、その写し80部及び掲載する資料の電子データ

### イ【略】

### 6 【略】

別表

別表 予算決算委員会 審査パターン ※先議がある場合 締めくくり 締めくくり 採 決 総括質疑 採 決 分科会 分科会 質疑 質疑 (当初予算) (当初予算) 概況説明 (議員全員会議) ※先議がない場合 第1回定例会 総括質疑 分科会 締めくくり質疑 採 決 概況説明 分科会 締めくくり質疑 採 決 第2回定例会 (文書) 概況説明 締めくくり質疑 総括質疑 分科会 採 決 第3回定例会 (議員全員会議) 概況説明 分科会 締めくくり質疑 採 決 第4回定例会 (文書)

※ 概況説明について、第1回定例会及び第3回定例会は定例会開会前の議員全員会議において実施し、第2回定例会及び第4回定例会は分科会当日に文書にて確認する。

1、2及び3 【略】

(予算決算委員会運営要綱第5条関係)

4 議案に応じた審査のパターンの原則を別紙の一覧表のとおり定める。

# 【新設】

# 【新設】

(予算決算委員会運営要綱第6条関係)

- 5 総括質疑及び締めくくり質疑について
  - (1) 【略】
  - (2) 【略】
  - (3) 資料の配付

質疑において資料の配付等をしようとする場合は、質疑実施日の前日(休日を除く。)午後5時までに 次に掲げる資料を提出するものとする。

別表

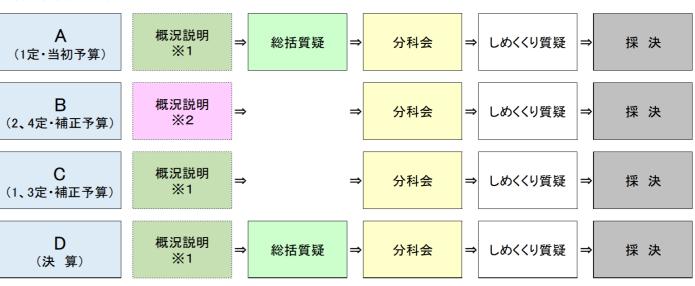
ア 貸与タブレット端末に資料を掲載し、紙資料を配付する場合 氏名を記載した資料の原本、その写し<u>100</u>部及び掲載する資料の電子データ

イ【略】

6 【略】

別表

予算決算委員会 審査パターン表



- ※1 1、3定補正予算、当初予算、決算の概況説明は定例会開会前の議員全員会議において実施
- ※2 2、4定補正予算の概況説明は文書にて確認

## <u>附 則</u>

この要綱は、令和5年6月20日から施行する。